

「サッポロスマイル市政 PR コーナー等リニューアル業務」 提案説明書

1 業務の名称

「サッポロスマイル市政 PR コーナー等リニューアル業務」

2 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「サッポロスマイル市政 PR コーナー等リニューアル業務」の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の概要

サッポロスマイル市政 PR コーナーとふれあいパンフレットコーナーを集約し、リニューアルすることと、現在の設置場所の原状回復を行うこと。

4 全体的な留意事項

- (1) 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記述すること。
- (2) 本市の仕様書に示す要求事項の記載が漏れていた場合、該当する評価項目（小項目）を採点しないので、留意すること。
- (3) 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当すると認められる者でなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構

成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

6 業務の内容

業務の内容については、別紙仕様書のとおり。仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

なお、仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。

7 提出書類

- (1) 参加意向申出書（様式 1）
- (2) 企画提案書
作成にあたっては、別紙仕様書を熟読のうえ、下記 8 に従うこと。
- (3) スタッフの体制と仕様書に記載する業務の役割分担を明記した体制図
- (4) 参考見積書（自由様式。ただし、積算の詳細がわかるよう、内訳を記載すること）

8 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「サッポロスマイル市政 PR コーナー等リニューアル業務」と記載すること。また、企画提案書はすべて A 4 サイズとすること。
- (2) 1 部は製本（体制図、参考見積書含む）し、社名及び代表者名を表紙に記載したうえ、本市の競争入札資格者名簿の登録申請に使用した判を押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを「正本」という）。
- (3) 正本の表面には「氏名（法人の場合はその名称または商号）業務企画提案書」と記載すること。
- (4) 判を押さない企画提案書、体制図及び参考見積書を 10 部作成すること（これを「副本」という）。副本は表紙に社名を記載しないこと。副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと（ページ番号を記載するなど落丁対策を講じること）。
- (5) 正本を除き、会社名（再委託予定先含む）及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」もしくは「◎◎社」、氏名については、「◎◎」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。
- (6) 提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとする。複数案の提案は認めない。また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案（提案のすべてを実施した場合、入札金額を上回ることになる提案）も認めない。

9 申込方法・スケジュール

(1) 募集要項

下記ウェブサイトに掲載している。

https://www.city.sapporo.jp/somu/koho/sapporosmile_prcorner.html

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和7年7月22日（火）から令和7年7月31日（木）16時まで【必着】

下記9(4)に記載の電子メールにより受け付ける。質問票（様式2）に記載し、電子メールの件名は、「サッポロスマイル市政PR コーナー等リニューアル業務に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

イ 回答

原則として、令和7年8月5日（火）17時までにホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

(3) 参加意向申出書、企画提案書等の提出

ア 申込受付期間

令和7年7月22日（火）～令和7年8月18日（月）【必着】

イ 申込受付時間

9時から17時まで

※受付最終日（令和7年8月18日（月））のみ9時から16時まで

ウ 提出書類

上記7のとおり

持参（閉庁日（土日祝）を除く）または郵送とする（必着）。電子メール、ファクスは不可。

(4) 連絡先・問合せ先・書類の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市総務局広報部広報課 担当：田原（たはら）

電話 011-211-2036

メールアドレス：cross-media@city.sapporo.jp

(5) その他

ア 書類等の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更および追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。

ウ 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 書類の著作権は申込者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表等に必要な

場合には、札幌市は書類の著作権を無償で利用できることとする。

カ 書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

キ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）の提出が必要である。

10 審査

(1) 企画競争実施委員会

業務委託契約の優先交渉団体選定のため、「サッポロスマイル市政 PR コーナー等リニューアル業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

ア 企画の審査は、参加資格を満たすことを確認した者について本市実施委員が行い、企画競争参加者の提出した企画書について書類審査、及び、下記に掲げる企画提案審査会（ヒアリング）を実施し、採点を行う。予定価格の制限の範囲内で、最低基準点（委員の総合計点の 6 割）を超え、合計得点の最も高かった者を契約の優先交渉団体とする。

イ 企画提案審査会（ヒアリング）について

(ア) 令和 7 年 8 月 20 日（水）に札幌市役所本庁舎での実施を予定。令和 7 年 9 月 17 日（水）を予備日とする。

出席者は総括責任者を含め最大 3 名までとする。

(イ) ヒアリングは 1 社あたり約 25 分（説明 15 分、質疑約 10 分）を想定し、順次個別に行う。（ヒアリング時間は想定であり、変わる可能性がある）

(ウ) ヒアリング時間等詳細については、参加者に別途通知する。

ウ 審査結果

契約候補者の決定後、速やかに申込団体全員に文書で通知する。

エ その他

参加者が 1 社となった場合でも、最低基準点（委員の総合計点の 6 割）を超えた場合に限り優先交渉団体とする。なお、実施委員会による合計得点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 評価基準

審査基準は以下のとおりとし、総合的に判断する。

なお、各項目内に記載している点数は審査委員 1 人あたりの持ち点（100 点）である。

大項目	小項目
デザインの妥当性（55 点）	☐ 設置場所の特性を把握し、歩行者の目にとまるデザインとなっているか。【20 点】 ☐ 札幌市の市政情報発信拠点であることがわかるデザインとなっているか。【20 点】

	☐ 「笑顔になれる街」という札幌市のシティプロモートのコンセプトが十分に伝わるデザインとなっているか。【10 点】 ☐ 通行人の歩行導線に支障がない造りとなっているか。【5 点】
導入機器、システム操作、機能性等（35 点）	☐ ディスプレイのシステムは市政情報を静止画・動画によらず、滞りなく放映できる仕様となっているか。【15 点】 ☐ ディスプレイ及びパンフレットラックは、職員が配信の更新や配架作業を行うにあたり、容易かつ効率的に管理でき、かつ清掃作業等メンテナンスのしやすさにも配慮した仕様となっているか。【15 点】 ☐ パンフレットラックは通行人の多数がパンフレット等を取り出せるよう、高さ等に配慮した設置かつパンフレット等の種類に応じ調整できる仕様となっているか。【5 点】
実施体制（10 点）	☐ 業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。【10 点】

12 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

13 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

14 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 契約条件

(1) 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

(2) 事業費（消費税及び地方消費税を含む）

8,162,550 円

※ 上記金額はそれぞれ契約金額の上限を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(3) 契約

契約は、選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、選定された優先交渉団体との協議が不調に終わった場合には、実施委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することとする。